

新潟県条例第23号

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例の一部を改正する条例

新潟県電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第8条 電気自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成29年3月31日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成29年3月31日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p>第9条 電気自動車で<u>平成26年4月1日から平成29年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成29年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> | <p style="text-align: center;">（自動車取得税の課税免除等）</p> <p>第8条 電気自動車で初めて新規登録等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第7条の規定による登録（以下「新規登録」という。）又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）が<u>平成28年3月31日</u>までに行われた場合においては、当該自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。</p> <p>2 充電機能付電力併用自動車（法附則第12条の2の2第2項第3号に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が<u>平成28年3月31日</u>までに行われたときに限り、法第119条及び附則第12条の2の3第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき法第119条又は附則第12条の2の3第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。</p> <p style="text-align: center;">（自動車税の課税免除等）</p> <p>第9条 電気自動車で<u>平成26年4月1日から平成28年3月31日</u>までの間（以下「対象期間」という。）に初めて新規登録を受けたものに対しては、当該新規登録を受けた日の属する年度分の自動車税を課さない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 この条例は、<u>平成28年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。